

## 第5章 施策の展開

### 1. 重点施策方針

【方針1】こどもまんなかまちづくりの推進

【方針2】妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実

【方針3】教育・保育環境の充実

【方針4】こども・若者の居場所づくりの推進

## 【方針1】こどもまんなかまちづくりの推進

### 【主な取組方針】

- ・子どもの権利の普及啓発を図る
- ・毎年11月を「子どもの権利月間」として、子どもの権利を知る機会を作る
- ・子どもの権利の侵害に対する相談体制を整え、相談の内容に応じて、教育・保育機関や他の相談機関等、必要な関係機関と連携し、状況の改善に努める
- ・子どもの権利救済委員会を設置し、権利の侵害を受けたこどもとその保護者に対して、速やかに適切な救済と回復を支援する
- ・こどもがまちづくりに参加する機会を設けるように努める
- ・こどもが意見を表明しやすい環境の整備に努める
- ・こどもが主体的に企画・運営に参加する機会を設けるように努める

### 【関連する基本施策】

⇒ I-1. 子どもの権利の普及啓発

⇒ I-2. 子どもの意見を聴く意識の醸成

⇒ I-3. 子どものまちづくりへの参加

⇒ I-4. 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

### いしかりし 石狩市のことのこどもの権利

#### 安全に安心して生きる権利

愛されて育てられます。←  
病気やケガをしても、病院に行けます。←  
障がいや性別などで差別されません。←

#### 自分らしく成長できる権利

自分にあった方法で学ぶことができます。←  
自分で考えて遊んだり、疲れたときには休むことができます。←  
安心できる居場所があります。←

#### 意見を表明し、参加する権利

自分の考えや意見を伝えることができ、大切に受け入れられます。←  
自分に関わることにはおとなと同じように市民の一人として参加できます。←

#### 自分を守り、守られる権利

いじめや虐待を受けません。←  
困ったときは、相談したり、助けてもらえます。←  
あぶないことや犯罪から守られます。←  
秘密は守られます。←

## 【方針2】妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実

### 【主な取組方針】

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な相談支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、こども家庭センターを設置する
- ・児童虐待相談等に対応していくため、石狩市こども見守りネットワーク協議会の効果的運用を図る
- ・子どもの貧困対策として、生活困窮家庭やひとり親家庭の親の自立支援対策を推進する。また、生活、教育、経済、医療など様々な領域における支援を総合的、重層的に展開する
- ・デジタル技術を活用し、子育て世帯等の利便性の向上とこども施策の推進を図る

### 【関連する基本施策】

- ⇒II-1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備
- ⇒III-2. 子育て支援制度等の情報の提供
- ⇒III-5. 身近な相談・交流場所の整備
- ⇒V-2. 児童虐待の未然防止と対策
- ⇒V-3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援
- ⇒V-5. ひとり親家庭の支援
- ⇒VI-3. 安全・安心・見守り体制の構築

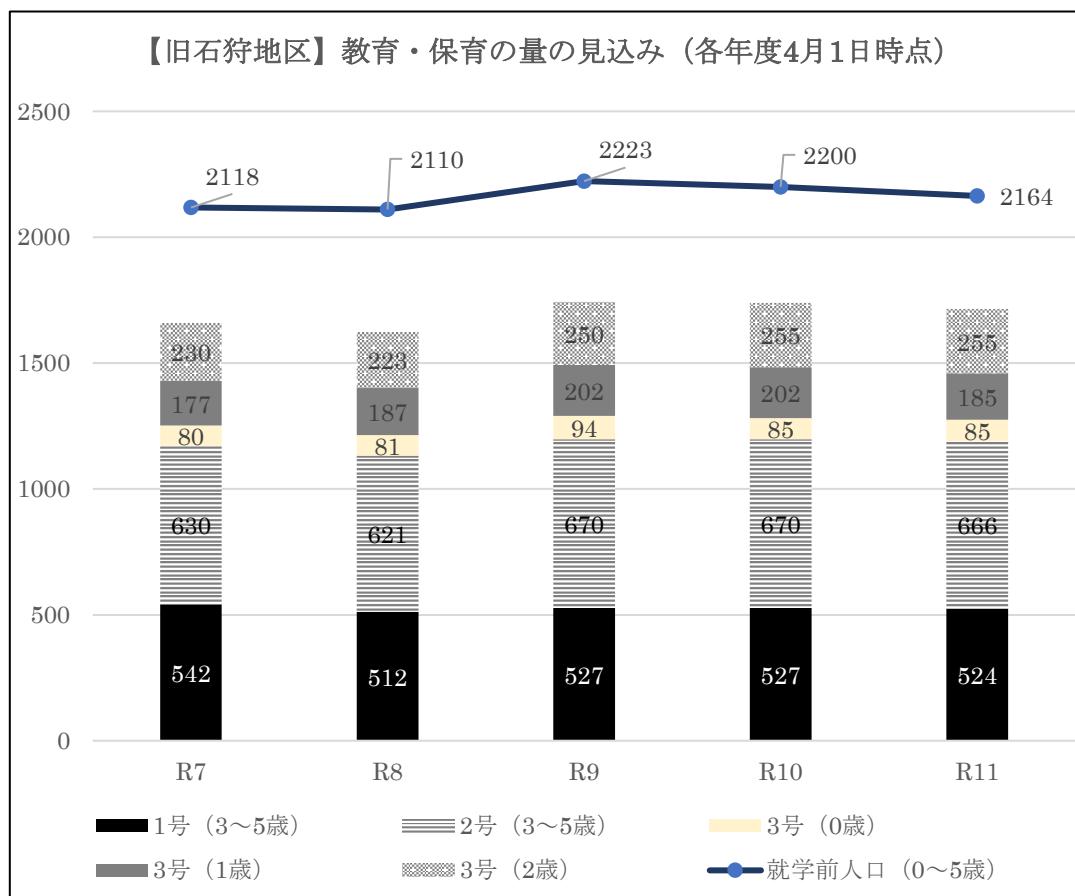
## 【方針3】教育・保育環境の充実

### 【主な取組方針】

- ・希望するすべての家庭に幼児教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図る  
(⇒○ページ 子ども・子育て支援事業)
- ・保育士等の人材確保のための総合対策を講じる
- ・市内全域において、0歳児からの保育の導入を進める
- ・学校施設の計画的な改修・整備を図る
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進する
- ・小・中学校及び義務教育学校のICT環境の整備を図る

### 【関連する基本施策】

⇒III-3. 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）  
 ⇒IV-1. 未来を開拓する力の育成  
 ⇒V-1. 障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援  
 ⇒VI-2. こどもが主体的に活動する場所の整備  
 ⇒VI-5. 市民の教育活動への参画支援



## 【方針4】こども・若者の居場所づくりの推進

### 【主な取組方針】

- ・放課後の居場所づくりと児童クラブの量と質の適正化を図る (●ページ参照)
- ・こども・若者の居場所をプラットホームとした相談支援体制の充実強化を図るため、ひきこもりサポートセンターの機能充実を図る
- ・学習支援や食事支援など、市民団体等による子どもの居場所づくりを推進する

### 【関連する基本施策】

- ⇒IV-5. 子どもの居場所づくり
- ⇒V-3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援
- ⇒VI-2. こどもが主体的に活動する場所の整備
- ⇒VI-4. 地域における取組への支援

## 2. 各施策における今後の方向性

### 基本目標Ⅰ こどもまんなかまちづくりの推進

こどもたちが、将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指します。

#### 1. こどもの権利の普及啓発

- こどもの権利の普及啓発のため、各種プログラムを実施します。
- こどもの権利月間（11月）では、こどもの権利を広く知ってもらうため様々な周知啓発を実施します。
- 学校におけるこどもの権利について学ぶ授業を実施します。
- 教員に向けたこどもの権利に関する研修を実施します。
- 主観的ウェルビーイングの向上に向けた生徒指導を実施します。

関連する主な個別事業	所管課
こどもの権利に関するリーフレット（こども用、おとな用）など様々な媒体を用いての普及啓発のための取組	子ども政策課
こどもの権利についての市民向け講座の実施	子ども政策課
こどもの権利についての学習機会の確保	子ども政策課
教員向けのこどもの権利に関する研修の実施	子ども政策課
市内教育・保育施設の年長児及び保護者、職員向けのこどもの権利啓発プログラム事業（CAPプログラム、いのちのはなし）	子ども政策課
CAPプログラムの奨励	教育支援課
人権啓発のための各種取組	広聴・市民生活課

## 2. こどもの意見を聴く意識の醸成

- こどもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。
- こどもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。
- 学校を含むこどもが利用する施設のルールにこどもの意見を反映するように努めます。
- 学校活動における児童生徒の意見を反映した取組みを推進します。

関連する主な個別事業	所管課
こどもが意見を表明しやすい環境の整備	子ども政策課
こどもの意見表明を支援する人材の育成のための取組	子ども政策課
校則の見直し等でこどもが主体的に参画することができる環境の整備	学校教育課

## 3. こどものまちづくりへの参加

- こどもが市政に対して意見を表明し、自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。
- こどもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。
- 地域活動やまちづくりに参画するリーダーの養成を図ります。
- 児童館で、こどもが主体的に企画・運営に参加する取組を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
子ども参加プロジェクト事業	子ども政策課
こどもの社会参加を促進する人材の育成のための取組	子ども政策課
こどもリーダーの養成	子ども政策課
児童館を中心としたこどもによる企画・運営参加	子ども政策課

#### 4. こどもの権利の侵害に関する相談と救済

- こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行います。
- こどもの権利の侵害に速やかに対応し、その権利が回復できるようにするため、こどもの権利救済委員会を設置します。
- こどもの権利調査相談員を配置します。

関連する主な個別事業	所管課
こどもの権利救済委員会の設置	子ども政策課
こどもの権利調査相談員の配置	子ども政策課

## 基本目標Ⅱ 【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

妊娠から出産まで切れ目のない伴走型相談支援により、安心してこどもを産み、育てることのできるまちを目指します。

### 1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備

- 妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心してこどもを産み育てられるよう、母子保健コーディネーター等による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 出産を控えた方を対象に、父親・母親それぞれの育児の役割について考えたり、育児を体験したりする場を設け、出産後の育児不安の解消を図ります。
- 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、相談体制を充実します。
- 高額の医療費がかかる特定不妊治療費・先進不妊治療費・不育症治療費への経済的支援を行います。

関連する主な個別事業	所管課
母子保健コーディネーターの配置	子ども政策課
不妊症・不育症への支援	子ども政策課
両親教室・マタニティ教室	子ども政策課

### 2. 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援

- 母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊娠婦の健康診査の費用の一部助成を行います。
- 産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するための支援を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
妊娠婦健康診査の実施	子ども政策課
妊娠婦健康診査等通院交通費助成	子ども政策課
産後ケア事業	子ども政策課
子育てサポート事業	子ども政策課

### 3. ワーク・ライフバランスの推進

- 夫婦で子育てを行う必要性や子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるきっかけづくりに努めます。
- 職場において男性を含めた育児支援制度などが充実されるよう、事業所等への働きかけを行います。

関連する主な個別事業	所管課
事業所等への働きかけ	商工労働課 広聴・市民生活課
男性を含めた働き方の見直し	広聴・市民生活課

## 基本目標Ⅲ 【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

子どもの成長と親育ちを支え、誰もが子育てに夢と希望を持てる社会を目指します。

### 1. 親と子のこころと体の健康づくり

- 生後すぐから4ヶ月前後の赤ちゃんがいる家庭を保健師等の専門職が訪問し、母と子の健康管理や育児相談等の支援を行います。
- 乳幼児健康診査のほか、育児相談や栄養指導など、子どもの成長や発達について相談できる機会を充実させ、育児不安や育児困難の軽減、解消を図ります。
- 子どもが健やかに育つよう、予防接種の普及啓発を図るとともに、歯科検診等を実施し、う歯の予防に努めます。

関連する主な個別事業	所管課
赤ちゃん訪問事業	子ども政策課
新生児聴覚検査費助成事業	子ども政策課
発達すくすく相談	子ども政策課
乳幼児健康相談	子ども政策課
歯科検診、歯科保健の推進	子ども政策課
離乳食教室	健康推進課

### 2. 子育て支援制度の情報の提供

- 子育てコンシェルジュを配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行います。
- 子育て家庭のニーズの把握に努め、子育て家庭に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
子育てコンシェルジュの配置	子ども政策課
子育てガイドブック等の発行	子ども政策課
I C Tを活用した子育て支援情報の配信	子ども政策課

### 3. 教育・保育の充実(仕事と子育ての両立支援)

- 女性が働きやすい環境整備は、女性の社会参画の推進だけでなく、市域内企業等の労働力の確保や就労者数の増加など地域経済の活性化にも寄与することから、こうした側面も視点とした施策の構築と推進に努めます。
- 心身の発育・発達が著しい幼児期のすべての子どもが、等しく教育や保育を受けられるよう、教育・保育施設を確保します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育等の特別保育サービスを充実します。また、保護者の就労ニーズへの対応は、幼児期のみならず学童期への連続性にも配慮します。
- 各種研修や講座を開催し、子育てを支える人材の育成、資質の向上を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
教育・保育の量・質の確保	子ども家庭課
特別保育の充実	子ども家庭課
保育士等の処遇改善と確保対策	子ども家庭課
子育て支援員の養成	子ども家庭課

### 4. 緊急時のサポート体制の強化

- 子どもの一時預かりや送迎など、育児の援助を受けたい人と行いたい人による相互援助活動を推進します。
- 病気中や病気回復期の子どもを、一時的に預かるサービスを実施します。
- 保護者の疾病や急用等により子どもの養育が困難となった場合に、ファミリー・サポート・センターや児童養護施設等で、宿泊を伴う預かりサービスを実施します。
- 救急安心センターさっぽろ (#7119) や北海道小児救急電話相談 (#8000) などの情報提供をします。

関連する主な個別事業	所管課
ファミリー・サポート・センター 一事業	子ども政策課
病児・病後児の受け入れ体制の 充実	子ども政策課 子ども家庭課
こどもショートステイ事業	子ども政策課 子ども相談センター
救急安心センターさっぽろなど の情報提供	健康推進課

## 5. 身近な相談・交流場所の整備

- 親子が気軽に集える場として、地域子育て支援拠点を整備し、子育てに関する講習や育児相談等を実施します。
- こどもや保護者等が相談しやすい機能の向上に努めます。
- 子育て家庭が楽しく交流したり、仲間づくりができるように行事やイベント等を行います。
- 体罰等によらない子育てを推進するため、必要な啓発プログラムを実施します。
- 保育所等に通っていない満3歳未満のこどものための通園制度を実施します。

関連する主な個別事業	所管課
地域子育て支援拠点事業の充実	子ども政策課
こども・家庭相談の充実	子ども相談センター
子育てメッセの開催	子ども政策課
いしかり子育て応援プログラムの実施	子ども相談センター
こども誰でも通園制度の実施	子ども家庭課

## 基本目標IV 【子育ち期】 こどもの生きる力を育み、自立した若者として未来を選び成長する支援

未来のまちづくりを担うこども・若者の育成を支援し、こどもが一人の主体として、健やかに自分らしく成長できる環境を整え、若者になるまでの切れ目ない支援を行うことで、自らの未来を選び自立したおとなへと成長する社会を目指します。

### 1. 未来を開拓する力の育成

- 確かな学力を育むため、児童・生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。
- 児童・生徒の個に応じた指導の充実を図ります。
- 外国語教育、情報教育の充実を図ります。
- 小学校から中学校まで発達段階を通じた体系的かつ系統的なキャリア教育を推進します。
- 学校教育の始まりである幼児教育環境の充実を図ります。
- 情報リテラシーの向上に努めます。
- 消費者教育を推進します。
- 図書館を活用した調べ学習の取組を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
学習指導等改善の推進	学校教育課
学力向上サポーター事業	学校教育課
ALTの配置	学校教育課
教育の情報化の推進	学校教育課
キャリア教育の充実	学校教育課
幼児教育の充実	子ども家庭課
情報リテラシー教育の充実	教育支援課
消費者教育の推進	広聴・市民生活課
図書館を使った調べる学習コンクール	市民図書館

## 2.食育の推進

- 妊娠婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の普及に努めます。
- 食育推進のため、関係機関と連携した食に関する体験活動の奨励等を行います。
- 栄養教諭等による食に関する指導や地産地消の推進など、学校給食の充実を図ります。
- 食事支援（子ども食堂）を行う市民団体等を支援し、食に関する様々なことを学ぶ機会をつくります。

関連する主な個別事業	所管課
栄養ミニ講話・調理実習	健康推進課
親子料理教室	健康推進課
キッズシェフ講座	健康推進課
給食メニューの充実	学校給食センター

## 3. ふるさとへの愛着と豊かな心の育成

- 子どもが、図書館の司書業務などに継続的に触れる機会を創出し、将来の司書を養成するとともに、自主的な活動、組織的な活動を行うことができる人材を育成します。
- 読書に親しみ、ものの見方、感じ方・考え方を広げ深める活動の充実を図ります。
- 外国語教育や手話が言語であることの理解を通じて、多様な言語によるコミュニケーションを学びます。
- 学ぶことと働くことのつながりを意識した、学習・体験活動や職業体験、他者と協働することの大切さなどへの理解を深めるための道徳教育、芸術や文化に触れる機会など、子どもが体験する機会の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
子ども司書養成講座	市民図書館 社会教育課
ブックスタート	市民図書館
小中学校での手話出前授業の実施	障がい福祉課
情操教育プログラム等の実施	社会教育課
子ども俳句コンテスト	社会教育課
国際文化に触れる機会の提供	秘書広報課

#### 4. 健やかな体の育成

- 性の問題行動や性感染症の予防のため、命や性に関する正しい知識の普及啓発プログラムを整備します。
- 適切な指導の下でトレーニングし、ケガの予防や成長を妨げず、運動を継続できるよう基礎体力の向上を図る取組を推進します。
- 運動が好きになるよう、スポーツを体験する機会を充実します。また、食育授業を開催し、健やかな体づくりを推進します。

関連する主な個別事業	所管課
性や感染症予防等に関する正しい知識の普及	健康推進課 子ども政策課
放課後すこやかスポーツ教室	社会教育課
スポーツ・食育講座	スポーツ健康課

#### 5. こどもの居場所づくり

- こども・若者の視点に立ち、こどもの声を取り入れた居場所づくりに取り組みます。
- 児童館等において、芸術、科学、ものづくり、スポーツなど、様々な体験の機会を提供します。
- 放課後児童対策パッケージ（新・放課後子ども総合プランを継承）の推進～放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、遊びや体験活動、学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供します。また、児童館があるエリアでは、児童館が放課後のこどもの居場所機能を提供します。
- 児童館が、すべてのこどもにとって安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己肯定感、自己効力感（※）を醸成できる環境づくりに努めます。
- 官民協働で学習支援や食事支援などの取組を推進します。
- オンライン等を含むこどもの居場所の充実を図ります。
- こどもの居場所における、すべてのこどもに向けた体験の機会の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
児童館機能の充実	子ども政策課
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	子ども政策課
放課後子ども教室等の開設	子ども政策課
中高生の活動場所の充実	子ども政策課
こどもの学習・食事支援の充実	子ども政策課

※自己肯定感 自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉

※自己効力感 人が何らかの課題に直面した際、こうすればうまくいくはずだという期待に対して自分はそれが実行できるという期待や自信のこと

## 6. 子育て家庭の学びの支援

- 子育てに関連する講義や実践を学びながら参加者同士が交流できる機会を設けます。
- 望ましい生活習慣が身に付くよう、児童生徒への指導と保護者への啓発を推進します。  
また、児童生徒に対してさまざまな課題への対応と合わせて家庭学習を支援します。
- 地域で子育て家庭を見守り支援する環境づくりを推進するため、子育て家庭を主な対象とした学習機会を提供します。
- スクリーンタイムを学習の時間へと置き換える機会の創出を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
子育てに関する講座等の開催	子ども政策課
望ましい生活習慣の啓発	社会教育課
生活リズムチェックシート	社会教育課
スクリーンタイムの低減	教育支援課

## 基本目標V すべてのこども・若者と家庭への支援

家庭環境や発達の状況に左右されず、すべてのこども・若者たちが将来に希望を持ち、こどもらしく安心して暮らせる環境を整備します。

### 1. 障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援

- 発育発達上支援が必要なこどもが早期に適切な対応を受けられるよう、ケース検討や情報共有を図り、市内の認定こども園、保育所、小中学校、障害児通所施設、行政等の連携を強化します。
- 発達障がいや特別支援教育への理解を深めるため、啓発活動を行います。
- 保育所等訪問支援の実施、医療的ケア児支援の取組を推進します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を図ります。
- 誰もが快適に学び、生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した学校施設の整備を進めます。

関連する主な個別事業	所管課
障害児通所支援施設との連携	障がい福祉課
子ども発達支援センターの体制強化	子ども発達支援センター
障がい児保育等	子ども家庭課 子ども政策課
医療的ケア児受入促進事業	障がい福祉課
特別支援教育の充実	教育支援課
学校施設の環境整備	総務企画課

### 2. 児童虐待の未然防止と対策

- こども家庭センターには、子ども家庭総合支援拠点としての機能を維持し、家庭児童相談員、保健師等の専門職員を配置し、個別相談やカウンセリング等、こどもや保護者などが相談しやすい相談体制の充実とその周知に努めます。また、研修などの受講により専門性の向上を図ります。
- 育児困難な状況及び虐待の可能性がある要援助家庭を把握し、虐待の発生予防や早期発見に務めます。
- 児童虐待と密接に関連するDV（ドメスティックバイオレンス）相談との連携強化を図ります。
- 石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の構成機関の研修等を実施します。

- 赤ちゃん訪問事業等で継続支援が必要と考えられた家庭や乳幼児健康診査の未受診者の家庭に保健師等が訪問し、支援を実施します。
- 虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の「通告の義務」など、地域の理解や協力を得るため、周知・啓発を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
養育支援訪問事業	子ども相談センター
子育て世帯訪問支援事業	子ども相談センター
子ども家庭総合支援拠点の機能を維持し、体制と専門性の強化	子ども相談センター
要保護児童対策地域協議会の機能強化	子ども相談センター
虐待の早期発見・未然防止	子ども政策課

### 3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援

- いじめや不登校のほか、ひきこもりやニートなど、困難を抱えるこどもや若者及びその家族の支援を推進していくため、居場所を拠点とした相談支援体制の充実を図ります。
- SNS等の適切な利用についての指導を実施します。
- 貧困など生活に困窮する家庭のこどもの学習支援を拠点型とアウトリーチ（訪問）型により支援します。
- スクールソーシャルワーカーを配置し、学校と家庭の問題に対応します。
- 若者の自立に向け、就職や職場定着等の支援を推進します。
- ヤングケアラーへの支援について、地域が正しい知識を持ち、早期に発見し、適切な支援につながるよう取り組みます。

関連する主な個別事業	所管課
不登校児童生徒への支援	教育支援課
いしかりふれあいDAYの活用	社会教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	教育支援課
こども・若者の相談支援体制の充実	子ども相談センター
若者人材育成・職場定着支援事業	商工労働課
子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課 子ども相談センター
ヤングケアラーへの支援	子ども相談センター 教育支援課

#### 4. 生活困窮家庭の親の自立支援

○生活困窮家庭の親の自立支援を図るため、生活困窮者に対する自立相談、家計改善の一体的な支援を実施します。

○こども家庭センターには子育て世代包括支援事業の機能を維持し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課
住居確保給付金	福祉総務課
就労準備支援事業	福祉総務課
家計改善支援事業	福祉総務課
子育て世代包括支援事業の機能を維持し、切れ目ない支援体制の充実	子ども政策課 子ども相談センター

#### 5. ひとり親家庭の支援

○ひとり親家庭等への総合的な相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ワンストップによる相談体制と各種支援制度の周知に努めます。

○一時的な理由により家事や育児ができないひとり親の日常生活をサポートします。

○職業訓練や資格取得等の情報を提供し、ひとり親家庭の就労を支援します。

○ひとり親家庭等に対し、こどもが就学するために必要な資金や生活資金等の相談・支援を実施します。

関連する主な個別事業	所管課
ひとり親相談	子ども相談センター
ひとり親家庭生活サポート事業	子ども相談センター
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	子ども相談センター
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	子ども相談センター
ひとり親家庭等の貸付金に関する相談等	子ども相談センター

## 6. 子育て家庭への経済的支援

- 児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当など、国の制度に準拠しながら各種手当を支給します。
- こどもやひとり親家庭の受診の機会が経済的事情で抑制されることのないよう、医療費の一部を助成します。
- 経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助を行います。
- 経済的理由で高等学校等への修学が困難な学生・生徒（不登校等の学生・生徒を含む。）に対し、奨学金を支給します。

関連する主な個別事業	所管課
児童手当の支給	子ども家庭課
児童扶養手当の支給	子ども家庭課
特別児童扶養手当等の支給	障がい福祉課
要保護・準要保護就学援助	学校教育課
子ども医療費の助成	子ども家庭課
ひとり親医療費の助成	子ども家庭課
奨学金の支給	学校教育課

## 基本目標VI 地域の子育て力の向上

子どもの権利を尊重し、子ども・子育て、若者を見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組を推進します。

### 1. 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成

- 企業や商店街との協働による取組を推進し、地域全体で子育て家庭を応援する機運を醸成します。
- 地域の中で子育て家庭を支援していくため、市内子育て関係団体等との情報共有、研修やイベントの企画・検討などを行うネットワークづくりを推進します。
- 若い世代の移住・定住を促進するため、子育て世帯や結婚間もない若者世帯の移住・定住につながる取組を推進します。
- ユニバーサルデザインに基づく都市基盤の整備や、二世帯住宅等へ対応した土地利用のあり方を検討します。
- 公共施設などに子どもと一緒に訪れやすい環境整備を進めます。
- 「住みたい」「住み続けたい」まちの実現に向け、様々な機会を通じて、子育てしやすいまちとしてのPR等を行います。
- 障がいのあるないにかかわらず、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を広め利用しやすい環境づくりに努めます。

関連する主な個別事業	所管課
企業や商店街との協働による取組	子ども政策課
子育てネット事業	子ども政策課
若者の結婚新生活支援	企画課
住まいの応援事業	建築住宅課
良好な住環境の確保	建設総務課
コミュニケーション手段及び障がいへの理解普及に関する事業	障がい福祉課

## 2. こどもが主体的に活動する場所の整備

- 児童館において、各種体験プログラムを充実します。
- 学校施設等を開放し、こどもが体を動かして遊べる環境を整えます。
- 学校施設等の改修・整備・適正配置を計画的に進めます。
- 老朽化する公園施設の改修・整備を計画的に進めます。

関連する主な個別事業	所管課
児童館での体験活動の充実	子ども政策課
学校施設等の開放	スポーツ健康課
学校施設の計画的な改修・整備	総務企画課
公園施設の計画的な改修・整備	都市整備課

## 3. 安全・安心・見守り体制の構築

- 不審者や交通事故等からこどもを守るため、関係機関との情報共有や、地域でのこども見守り活動等を展開します。
- 地域における見守り体制を強化し、こどもの安全・安心のみならず、犯罪やごみの不法投棄の抑止、地域の防犯意識の向上を図ります。
- 交通安全、防犯、防災等の教育の充実や、それに関する学校の取組への支援を行います。
- 学校・地域・家庭・行政が連携し、心や体を蝕む薬物乱用や喫煙、不適切な飲酒の防止について啓発するとともに、思春期における保健対策全般についての取組を検討します。
- こどもを養育している里親等が、地域において社会的つながりを持ち、孤立しないために、児童相談所と連携し里親同士が交流する取組を支援します。

関連する主な個別事業	所管課
不審者等の情報配信	広聴・市民生活課
防犯パトロール体制の強化	広聴・市民生活課
通学路等における安全・防犯対策	総務企画課
学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取組	健康推進課 学校教育課 教育支援課

#### 4. 地域における取組への支援

- NPO 法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント等の企画を行います。
- 子ども会等が主体となり地域のこどもの健全育成事業を支援します。
- 子どもの学習支援や食事支援などを行う市民団体等の活動を支援します。

関連する主な個別事業	所管課
子ども会の育成	子ども政策課
市民協働による子どもの居場所づくり	子ども政策課
地域における子どもの健全育成活動への支援	子ども政策課

#### 5. 市民の教育活動への参画支援

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、地域と学校、地域と児童生徒が一体となった活動の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
コミュニティ・スクールの推進	総務企画課
地域学校協働活動の推進	社会教育課